

二級ボイラー技士等の6免許について

～免許試験の受験資格（実務経験等）が不要となり、免許交付要件に変更となりました～

二級ボイラー技士免許

ガス溶接作業主任者免許

ボイラー整備士免許

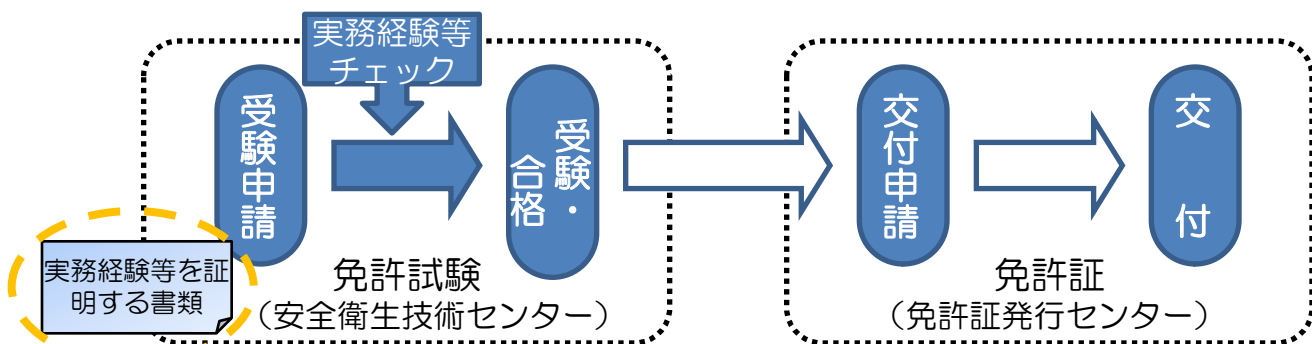
林業架線作業主任者免許

発破技士免許

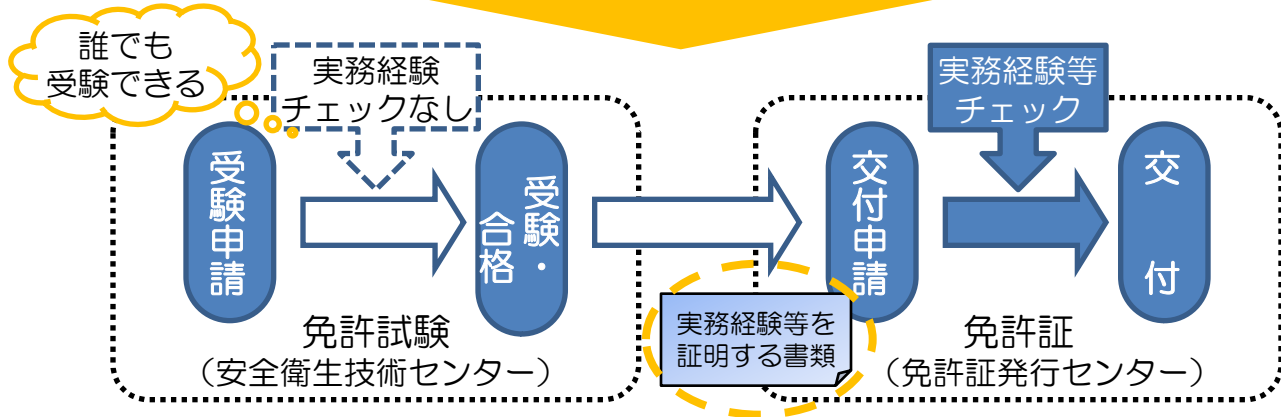
高圧室内作業主任者免許

- 平成24年4月1日から、上記の6免許試験に係る手続きが以下のように変更になりました。

平成24年3月31日まで



平成24年4月1日から



- そのため、平成24年4月1日以降に上表の免許試験に合格し、免許の交付申請を行おうとする方は、**実務経験等を証する書類の添付が必要**となります(裏面参照)。

※ 免許の交付申請手続きの詳細は、都道府県労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせされるか、厚生労働省のホームページの「労働安全衛生法関係免許を申請される皆様へ」をご覧ください。

・都道府県労働局又は各労働基準監督署の所在案内(URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>)
・労働安全衛生法関係免許を申請される皆様へ(URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei22/>)

免許の交付申請の際に必要な添付書類(手続きを変更した6免許に係るもの)

●二級ボイラー技士免許

	要件	具体的な添付書類	注
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後3か月以上の実地修習を経たもの	○卒業証明書(蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの)(原本) ○実地修習結果報告書の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	2
2	ボイラーの取扱いについて6か月以上の実地修習を経た者	○実地修習結果報告書の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	2
3	ボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4か月以上小規模ボイラーを取り扱った経験があるもの	○ボイラー取扱技能講習修了証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	2,3
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第9条第1項のエネルギー管理士(熱)免状を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	○エネルギー管理士(熱)免状の写及び合否通知書(合格証)の写し(両方とも労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実地修習結果報告書の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	2
5	海技士(機関1、2、3級)免許を受けた者	○海技士免許の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	2
6	ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	2,3
7	ボイラー実技講習を修了した者	○ボイラー実技講習修了証の原本又は写(提出されたものは返却しませんのでご注意ください。写の場合は労働局又は監督署で 原本確認 されたもの。)	2
8	海技士(機関4、5級)免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○海技士免許の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	2,3
9	保安技術職員国家試験規則により汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○汽かん係員試験合格証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	2,3
10	鉱山において、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験がある者	○実務経験従事証明書(原本)	3

●ボイラー整備士免許

	要件	具体的な添付書類	注
1	ボイラー(小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。)の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者 ※ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習等を修了した者が、自己の取り扱うボイラーの整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	○実務経験従事証明書(原本) ○換算する場合は、ボイラー取扱技能講習修了証等の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	2,3
2	第一種圧力容器(小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器を除く。)の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者 ※ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習等を修了した者が、自己の取り扱う第一種圧力容器の整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	○実務経験従事証明書(原本) ○換算する場合は、ボイラー取扱技能講習修了証等の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	2,3
3	小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○実務経験従事証明書(原本)	3
4	小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○実務経験従事証明書(原本)	3
5	普通課程の普通職業訓練(設備管理・運転系ボイラー運転科)を修了した者(通信による訓練を除く。)	○修了証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	1,2
6	短期課程の普通職業訓練(ボイラー運転科)を修了した者(通信による訓練を除く。)	○修了証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	1,2

【注】

- 安全衛生技術センターから送付された免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書されていれば、免許の交付申請の際に実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。
 - 「**原本確認**」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署(URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>)にて行っております。
 - 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。(URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukiun/anzensei22/>)
- ※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

●ガス溶接作業主任者免許

	要件	具体的な添付書類	注
1	ガス溶接技能講習を修了した者で、その後ガス溶接等の業務に3年以上従事した経験を有するもの	○ガス溶接技能講習修了証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	2,3
2	学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者	○卒業証明書(溶接に関する学科を専攻したことが確認できるもの)(原本)	1
3	学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○卒業証明書(工学又は化学に関する学科を専攻したことが確認できるもの)(原本) ○ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	1,2,3
4	塑性加工科、構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	○該当職種に係る職業訓練指導員免許の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	1,2
5	普通課程の普通職業訓練(金属加工系溶接科)、養成訓練(溶接科)を修了した者で、その後2年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○職業訓練修了証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	1,2,3
6	鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○技能検定合格証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	1,2,3
7	旧保安技術職員の規則による溶接係員試験に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○溶接係員試験合格証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	2,3
8	専修訓練課程の普通職業訓練(溶接科)、専修訓練課程の養成訓練(溶接科)を修了した者で、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○職業訓練修了証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	2,3
9	養成訓練(金属成形科)を修了した者	○職業訓練修了証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの)	2
10	長期課程の指導員訓練を修了した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○指導員訓練修了証の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	2,3
11	防衛大学校を卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○卒業証明書(原本) ○ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写(労働局又は監督署で 原本確認 されたもの) ○実務経験従事証明書(原本)	2,3

●林業架線作業主任者免許

	要件	具体的な添付書類	注
1	林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者	○実務経験従事証明書(原本)	3

●高圧室内作業主任者免許

	要件	具体的な添付書類	注
1	高圧室内業務に2年以上従事した経験を有する者	○実務経験従事証明書(原本)	3

●発破技士免許

	要件	具体的な添付書類	注
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、探鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3か月以上発破の業務について実地修習を経たもの	○卒業証明書(応用化学、探鉱学又は土木工学に関する学科を専攻したことが確認できるもの)(原本) ○実地修習の事業者証明書(原本)	1
2	発破の補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○実務経験従事証明書(原本)	3
3	発破実技講習を修了した者	○発破実技講習修了証の原本又は写(提出されたものは返却しませんのでご注意ください。写の場合は労働局又は監督署で 原本確認 されたもの。)	2